

(別紙1)

令和2年度 かながわアートホール事業計画

1. 指定管理業務実施にあたっての運営方針、考え方等について

神奈川県立かながわアートホール（以下「アートホール」という。）は、平成4年4月に「県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るため」の施設として開館して以来、多くの県民の方々に音楽、舞踊などの発表、練習の場として利用されています。

また、(公財) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「神奈川フィル」という。）の練習の場として使用され、演奏水準の向上に資するとともに、その練習を公開する他、カジュアルコンサートを行うことにより、広く県民に音楽芸術に触れる機会を設けておりますが、新たなコンサートホールとしての価値を向上させ、県民に多様な文化芸術を提供する場の創出ができるよう、以下の基本方針で管理運営に臨みます。

(1) 施設及び設備の維持管理業務

令和2年4月に開館28年目を迎え、施設各所や設備等に老朽化が進行してきているため、定期的に点検を行ったうえで計画的な修繕計画を練ることで、早めの予防保守や修繕を行うことにより、安全で快適な施設環境を提供してまいります。

日常点検や定期点検時に発見された不具合を元に、優先順位をつけて短期、中期の修繕計画を立案し、神奈川県とも随時情報の交換や提供・相談を行うことで、計画修繕も含めた予防的修繕、保守を行い、施設や設備の長寿命化を図ります。

県有施設の長寿命化方針に則り、9月から令和3年3月まで外壁、屋上防水、屋根塗装の大規模修繕工事が県により行われる予定です。利用者の利便性、ニーズを考慮し、休館せずに工事に臨みます。工事により館の外部で騒音が発生する場合がありますが、利用者には説明を十分行い、ご理解いただいたうえで利用していただくよう努めます。

(2) 管理施設の運営に関する業務

かながわアートホールは多くの県民の方々に音楽、舞踊などの発表、練習の場として利用されるとともに、神奈川フィルの練習の場としても活用されてきた施設です。

そのため、この施設運営にあたっては全ての利用者への平等性を確保するため、神奈川フィルの優先利用日数を90日以内に遵守しつつ、利用6か月前の第一日曜日に公開抽選で利用を決定し、公平、平等な利用を確保します。また、抽選日以降の空き日については、積極的にホームページ等で公開し、電話での問い合わせにも丁寧に対応し、抽選に外れた方々にも利用を打診するなど利用率の向上に努めます。

また、令和2年10月からは施設予約システムが「e-kanagawa」へ変更となることで、営業時間外でもインターネット予約が取れるといった利便性は向上するものの、操作方法や手続きの仕方などが変わることで問い合わせがあると予想されるため、職員の技術研修や丁寧な説明など、利用者へ迷惑が掛からないよう配慮することを心掛けます。

(3) 事業の実施に関する業務

県民の方々に文化芸術に親しんでいただき、アートホールに足を運んでいただくためのきっかけとして、神奈川フィルによるカジュアルコンサートや公開リハー

サルを実施いたします。

音楽情報コーナーはCD、DVD、書籍、雑誌等を充実させる他、神奈川フィルの一部音源を限定公開し、サービスの向上に努めます。

貸館事業においては、アートホールの立地と施設、環境を生かし、練習、発表等の活動の場を提供することにより、県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図ります。

2. 施設及び設備の維持管理業務について

施設予約利便性の向上や、簡易録音設備の設置など施設・設備の向上を行うことで、ホール 90.0%、スタジオ 88.5%以上の利用率、年間利用者数 56,200 人を目指します。また、神奈川県立かながわアートホール条例で定める年末年始の休館日のほかに、月に1度施設点検日を設け、効率よく安全、安心、快適な施設の維持管理を行います。

舞台運営の維持管理業務の実施においては、グループの構成団体である横浜アーティストの専門的技術に長けた人員が行います。一方、設備の保守点検、清掃、保安警備等の分野については、各分野の専門技術力を有した専門企業に委託することにより、安全確保、業務水準向上及び経費削減を両立します。神奈川フィルはそれらの委託先の業務の管理、スケジュールリング、履行確認を確実にすることにより、計画的で効率的な施設の維持管理を行います。

(1) 施設・設備保守点検業務

職員が施設内外を日々巡回することにより、事故や障害の予防と不具合の早期発見に努めるとともに、専門業者による定期的な保守点検を実施し、安全で快適な施設環境を提供するとともに、施設の修繕を円滑に進めます。

(2) 清掃業務

施設内部の特殊な壁面や建物前面に鑑賞池があることなど、清掃には細心の注意を払う必要があるため、委託する専門業者には注意事項を委託仕様に明確にした上で、施設内外の汚れを除去すること及び汚れを予防することにより、施設を良好な状態に維持し、快適で衛生的な環境を確保することを目的とし、作業計画に基づき日常清掃、定期清掃、環境衛生測定、害虫等防除等を実施することにより、安全、安心、快適な施設の維持管理を行ないます。

(3) 保安警備業務

アートホールを訪れたお客様が安心して過ごすことが出来るのはもちろん、保土ヶ谷公園内は夜間の人通りが少なくなるため公園の指定管理者と連携した防犯・警備が重要です。日中は職員の巡回、受付からの監視、事務室内監視カメラの活用等様々な手段を用いるほか、夜間は十分教育された人材を保有する専門の警備業者による巡回等で警備・防犯を行います。

また、利用者の方々や保土ヶ谷公園の指定管理者とのコミュニケーションを密に取ることにより、不審者の早期発見に努めます。

(4) 受付・案内業務

受付・案内業務は利用者との接点という重要な業務であり、館長以下神奈川フィル職員がマネジメントを行いながら経験のある横浜アーティストの職員が行います。窓口業務の指示系統を明確にしつつ正確な業務遂行を行い、舞台運営業務との連携を図ることにより従来以上に利用者ニーズの把握、業務改善を行います。

(5) 舞台運営業務

舞台運営業務は、開館以来その舞台運営を担ってきた横浜アーティストと専門的技術に長けた人員が行うことに加え、コンサート開催など事業企画・実施経験豊富な神奈川フィルのノウハウ等を活用することにより一体となって安全、安心、丁寧な舞台運営を行います。

(6) 物品類の管理・調達

管理物件の維持管理業務を行うにあたり、必要な物品類を適正に管理していくとともに、新たに必要となった物品については、複数業者から見積を徴するなど、適正な価格で調達するようにします。

(7) 施設の修繕に関する業務

施設・設備保守点検業務を通じて発見した不具合については、優先順位をつけて短期的な修繕だけでなく、中長期的な修繕計画を立案し、計画的な予防修繕、保守や、施設や設備の長寿命化が図れるように維持管理を行います。

(8) その他施設の維持管理業務

月1回の施設点検日や年末年始の休館日には、日頃実施が不可能な保守点検や修繕、設備の入れ替えなどを実施して、利用者にご不便をかけないようにいたします。
各委託業務の履行確認については、委託先企業からのチェックリストや業務日報、月報による確認のほか、チェックリストにより職員の目視巡回確認を行う事により履行の確認を行います。

業務委託については、以下の計画に基づき実施いたします。

業務名	実施月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
清掃等業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
警備業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
空調設備保守点検委託	○			○				○			○		
エレベータ保守点検委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防設備点検等委託			○						○				
全熱交換機保守点検委託		○	○				○			○	○	○	
舞台機構保守点検委託			○				○					○	
音響設備保守点検委託					○						○		
ピアノ調律・保守点検委託		○		○		○		○		○		○	
ホール椅子保守点検委託											○		
自動ドア保守点検委託		○			○			○			○		

照明設備保守点検委託					○						○	
電気設備点検委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貯水槽点検委託					○							
池水機械保守点検委託				○				○				○

3. 管理施設の運営に関する業務について

(1) 施設利用の承認に関する業務

ア ホール及びスタジオの利用の受付、利用の承認・取り消しに関する業務

アートホールの立地と施設、環境を生かし、練習、発表等の活動の場を提供することにより、県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るため、貸館事業を行ってまいります。利用者を利用6か月前の第1日曜日に公開抽選で決定し、公平、平等な利用の確保を行います。

アートホール条例施行規則及びアートホール貸付要領によって優先利用が認められる団体がある場合は、優先利用が偏らないよう配慮し、バランスのとれた貸館事業の運営を行います。

イ 施設の利用案内に関する業務

令和2年10月の施設予約（令和3年4月利用分）より、施設予約システム「e-kanagawa」を用いてのオンライン予約ができるようになることで、混乱が起きないように利用者への案内を行います。また、これに伴ってホームページやパンフレットを作成し直すことで、わかりやすい利用方法を提供するとともに、主催イベントや施設の改修点などをSNS等を用いた告知・周知を行うことで、新たな利用者を獲得し利用率の維持向上に努めます。

ウ 施設の利用に伴う備品類を含む施設の貸出しに関する業務

定期的な保守点検や計画的な修繕を行う事により施設や備品を良好な状態に維持し、快適に利用して頂けるよう努めます。また、事前打合せや催し物当日には利用者の立場に立って相談にあたることにより、催し物を安全かつ安心して実施できるよう努めます。

エ 神奈川県暴力団排除条例に基づく利用の承認の取消し等に関する業務

アートホールの利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、神奈川県警察本部に照会し、必要に応じて、排除措置（利用の承認をしない、または利用の承認の取消し）を行います。

オ その他施設の利用承認等に関する業務

(7) 一般利用者と神奈川フィル利用のバランスについて

神奈川フィルは開館以来練習場として利用してまいりましたが、現在は指定管理者の一員であるため、年間の優先利用日数の遵守、利用日の平準化など、細心の注意を払って利用いたします。

(4) 保土ヶ谷公園と連携した施設の運営

地下1階の受電設備は保土ヶ谷公園のラグビー場や体育館等にも給電している一方で、水道は保土ヶ谷公園にあるなど共用設備があるため、保土ヶ谷公園の指定管理者との連携を密に取り組んでまいります。

たとえば、保土ヶ谷公園での野球やサッカー等の催し物情報を共有することで、当日の利用予定者に、近隣道路の渋滞が予想される旨をお伝えするなど、アートホールの利用者に影響が出ないようにしてまいります。

また、梅まつり、区民まつりなどの保土ヶ谷区や公園の主催事業において、アートホールでも連携事業を開催することで、保土ヶ谷公園一帯として地域の賑わいの創出に努めます。

(2) 施設の利用料金の徴収に関する業務

窓口において現金または Suica、Pasmo にて利用料金を収受する他、銀行振込を用いることにより、利用者の利便性を確保するとともに確実に利用料金の徴収を行います。

4. 事業の実施に関する業務について

アートホールは神奈川フィルの練習拠点として、文化芸術活動の振興を行う施設として県民の皆様にも良質な音楽文化に接する機会を提供していますが、その施設の特性を活かし、音楽の裾野を広げ県民のあらゆる層の利用促進を行うために、様々な音楽に触れるきっかけづくりを行います。

(1) 自主事業

ア アートホール・みんなの音楽プロジェクト

アートホールの施設と神奈川フィルのノウハウを活用し、子どもたちが音楽に触れ、楽しむ機会を創出します。

事業を年2回行います。夏にファミリー対象に音楽に親しみをもってもらい、春には音楽を学ぶ子どもを対象にオーケストラを体験する事業を行います。

【ファミリー対象事業】(夏)

「かなフィルランド～ミュージックプレイパーク&ファミリー縁日～」

ホールの施設すべてを開放し、神奈川フィルのコンサート、楽器体験等を行う。コンサートは「乳幼児入場可」とします。また、ほどがや市民活動センター(アワーズ)と協働し、ボランティア団体により親子工作体験、保土ケ谷の民話紙芝居、腹話術、バルーンアート、将棋体験などファミリー向けの企画を実施します。

【オーケストラ体験事業】(春)

「神奈川フィル・ジュニアオーケストラ 2021<第5期生>」

小学4年生から高校3年生を対象にオーケストラで使用する基本的な楽器において受講生を募集し、神奈川フィル楽団員が指導します。

講習最終日に神奈川フィルと共演する「修了公演」を行います。

2020年度は実施日程を後ろ倒しし、2021年1月11日(月・祝)に開講式を行い、3月28日(日)に修了公演を行います。

イ カジュアルコンサート

音楽に親しむきっかけとなり、アートホールが地域の文化芸術振興の担い手となるよう、神奈川フィル団員によるカジュアルなコンサートを年に2回開催します。

1回目は夏の「かなフィルランド」でのコンサート、2回目は春のジュニアオーケストラ修了公演第1部として実施します。

ウ 公開リハーサル

アートホールで行う神奈川フィルのリハーサルを無料公開し、見学ギャラリーから鑑賞します。希望者にはヘッドホンを貸し出し、指揮者の声が聞こえ、オーケストラが“音楽を創る”様子も見せ、より多くの方に楽しんでいただくべく前年度にヘッドホン数を倍増しました。年間50回実施します。

エ 吹奏楽フェスタ

保土ヶ谷公園の主催事業「梅まつり」と連携した吹奏楽コンサート。近隣の中学、高校の吹奏楽部が出演します。

オ 野外コンサート

アートホールのテラスをステージ、「憩いの広場」を客席にし、アマチュア音楽家のコンサートを行います。アートホールの利用団体に発表の場を提供し、「音楽が聴こえてくるホール」として地域にアートホールの存在感を示すことを目的とします。

令和2年度は、9月以降は工事のためテラスが使用できないため、4～6月の間に4回程度実施する。

カ DVD鑑賞会

ホールのスクリーンに大型プロジェクターにより映画のDVDを月に1回無料で上演します。令和2年度も前年に引き続き「荒野の決闘」「巴里のアメリカ人」「おくりびと」など、日本映画を含めた「名画シリーズ」を上演します。毎月開催する事業として、“アートホールファン”開拓の中核に据え、更なる動員増を目指します。

キ 音楽たまたま箱（新規事業）

小学生を対象にした「はじめての音楽会」事業。音楽に興味を持ってもらうことを目的とし年1回開催します。

保土ヶ谷在住の作曲家・ピアニスト鬼武みゆきがプロデュースし、ゲストと共に音楽の楽しさを伝えます。令和2年度はゲストに数学者の秋山仁を迎え「今日からあなたは算数マジシャン!」と題し、6月23日（火）に開催します。

ク ランチタイムコンサート（新規事業）

子育て中の親を対象にしたコンサート。乳幼児・未就学児を同伴できないコンサートが多い中、気兼ねなく親子で音楽を楽しんでいただく「子育て支援」事業として年1～2回開催し、有料公演を試行します。

シンガーソングライターの木村真紀がゲストを招き、親に向け、子に向け、癒されるコンサートを行います。

ケ 「音楽情報コーナー」の運営

音楽に関する書籍の閲覧、CD・DVDの視聴、休憩等ができる施設としてより多くの利用者に利用していただくよう努めます。利用者は年々増加し、視聴、閲覧に加え、読書等それぞれの利用法を見つけている常連が増えていきます。

(2) その他かながわアートホールの設置目的を達成する為の事業の実施に関する業務

ア 広報活動の充実

ホームページに空き日情報などを見易く表示するとともに、設備案内などの充実や公演案内等催し物情報を積極的に掲載することにより、利用率の向上を図ります。また、地域町内会と引き続き連携し、地域の方々に親しまれる施設となるよう努めます。

イ アンケート、外部評価、自己点検などによる施設や業務の改善

日常的に来館者アンケートを行うとともに、年2回のモニタリング、自己点検や委託業者の定期的な設備点検を行うことにより、施設や業務の改善に役立てます。

事業については来館者アンケートや専門家及び外部有識者による外部評価を実施し、以降の事業実施や施設運営に反映させてまいります。

5. 事故防止等安全管理について

ホール運営において、大規模地震、火災や風水害等の災害や、舞台上で起こる事故、設備関連障害、金銭トラブル、不審者の不法侵入等様々な事故が考えられます。これらに対して予防対策を講じることは勿論、万一発生した場合でも最小限の被害に抑えるため初動の対応に注力します。

「安全」「安心」「快適」なアートホールを運営するため、日頃から劇場運営に関わる諸法律を遵守し事故防止について取り組むとともに、発生を想定した実践的な訓練や研修を行うことにより、被害や影響を最小限に抑えます。

また、保土ケ谷公園内の各施設と密に連携することにより、防犯、防災に関する情報の共有化やトラブルが発生した場合の協力体制等連携を図るよう努めます。

6. 地域と連携した魅力ある施設づくりについて

「神奈川の文化のシンボル」神奈川フィルと、神奈川・横浜エリアを拠点に60年の歴史を持つ横浜アーチストのジョイントは、神奈川フィルが持つコンテンツと横浜アーチストの専門性が一体となり、まさに地域と連携した魅力ある施設づくりに相応しい体制となります。両団体の持つノウハウは、アートホール利用者、特にアマチュア音楽団体にとって大きな魅力となります。

また、日頃アートホールを練習場として使用している団体や個人、アートホール近辺の中学高校吹奏楽部、弦楽部等の方々に対し、利用者の方々が出演するイベントを開催、また保土ケ谷公園で行われるほどがや区民まつり、キャンドルナイト、フリーマーケット等のイベントと連携し発表の機会を設ける等の取り組みを実施し、これらの団体等とは密接な関係を維持してまいります。

さらにジュニアオーケストラの編成を通じ、神奈川の学生たちに音楽をする喜びを体験してもらい、地域の情操教育の一翼を担うとともに、地域の魅力向上に寄与します。